

新潟市段ボールコンポスト等販売要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市オリジナル段ボールコンポストセット（以下「段ボールコンポスト」という。）及び段ボールコンポスト基材（以下「基材」という。）を広く市民に販売することにより、一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 段ボールコンポスト及び基材の販売を受けることができる者は、次に掲げる要件全てを備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有する者、または、居住している者であって、法人その他の団体でないこと。
- (2) 適正に使用及び管理できること。
- (3) 堆肥化された生ごみを有効活用できること。

(販売)

第3条 市は、予算の範囲内で次のとおり販売を行うものとする。

種 類	内 訳	販 売 額
段ボールコンポスト	段ボール箱、内袋、説明書、基材	1セットにつき 500 円(税込)
基材	基材	1個につき 400 円(税込)

(申し込みの方法)

第4条 段ボールコンポスト及び基材を購入しようとする者は、段ボールコンポスト等購入申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

(販売の決定等)

第5条 市長は、段ボールコンポスト等購入申込書（様式第1号）を受理した場合、その内容を審査し、販売の可否を決定し、その結果を申請者に納入通知書兼領証書（様式第2号）により通知するものとする。

(販売決定の取消等)

第6条 虚偽の申し込みや不正な手段により販売の決定を受けたことが判明したときは、市長はその決定を取消し、かつ販売を受けている者から受けた段ボールコンポスト及び基材を返却させることができる。

(返品・交換)

第7条 段ボールコンポスト及び基材の返品・交換は行わない。ただし、購入した日から8日以内又は購入した年度の3月31日のいずれか早い日までに申出、かつ市の責に帰すべき事由による不良品と認めたときはこの限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか段ボールコンポスト及び基材の販売に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

新潟市

段ボールコンポスト等購入申込書

No.

住所									
氏名								様	
年 度		会 計		一 般 会 計					
所 属									
収 入 科 目	款								
	項								
	目								
	節								
	細節								
	細々節								
金 額				百		千			円

種 類	単 価	件 数	金 額
段ボールコンポスト	500 円		
基材	400 円		

上記のとおり、段ボールコンポスト等の購入を申し込みます。

年 月 日

受付日 年 月 日

(調印者)

様式第 2 号

新潟市

納入通知書兼領収証書

No.

住所									
氏名									
年 度		会 計		一 般 会 計					
所 属									
収 入 科 目	款								
	項								
	目								
	節								
	細節								
	雑々節								
金 額				百		千			円

種 類	単 価	件 数	金 額
段ボールコンポスト	500 円		
基材	400 円		

ただし、段ボールコンポスト等売払収入

納期限 年 月 日

納入場所 新潟市指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関
又は新潟市出納員・分任出納員

上記のとおりお納めください。

年 月 日

新 潟 市 長

領 収 印

(納入義務者保管)